

白井市教育委員会会議録

○会議日程

令和3年1月5日（火）

白井市役所東庁舎3階会議室302・303

1. 教育長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 前回会議録の承認
4. 委員報告
5. 教育長報告
6. 議決事項

議案第1号 白井市教育委員会教育用バス運用規程の一部を改正する規程の制定について

議案第2号 九箇年精勤賞表彰規程を廃止する規程の制定について

議案第3号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価に関する報告書について

7. 協議事項

協議第1号 白井市教育振興基本計画（素案）について

8. 報告事項

報告第1号 白井市教育支援委員会委員の任命について

報告第2号 要保護及び準要保護児童生徒の認定に係る報告について

9. 委員質疑

10. その他

---

○出席委員等

教育長	井上 功
委員	小林 正継
委員	川嶋 之絵
委員	高倉 聡子

○欠席委員等

委員	齊藤 豊
----	------

---

○出席職員

教育部長	鈴木 直人
教育部参事	和地 滋巳
教育総務課長	板橋 章
生涯学習課長	石戸 啓夫
文化センター長	石田 昌弘
書記	山本 麻奈美

○教育長開会宣言

- 井上教育長 それでは、これから令和3年第1回白井市教育委員会定例会を開会します。  
本日の出席委員は3名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は4名です。  
議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。
- 

○会議録署名人の指名

- 井上教育長 2番、会議録署名人の指名。  
会議録署名人の指名をいたします。  
本日は、川嶋委員と高倉委員に署名をお願いします。
- 

○前回会議録の承認

- 井上教育長 3、前回会議録の承認。  
前回の会議録の承認を行います。訂正などがありましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

---

○委員報告

- 井上教育長 それでは、4、委員報告。  
委員報告を行います。各委員からお願いします。
- 小林委員 12月23日、文科省の研修、これは既に他の委員が1回目には参加しておりますけれども、私は2回目に参加しました。全体会は同じですので、分科会の報告をします。私は、第3分科会の「地域と学校の連携協働」という分科会に参加しました。港区は、中学校区でコミュニティスクールが全て整っているということで、アカデミーという言い方をして、それでも連携が進んでいるという報告がありました。
- それから、オンライン会議自体は、まだ慣れていない方が多かった部分もありまして、半分ぐらい討議時間をロスしてしまったところもありまして、来年に向けての課題かなと思います。
- 以上です。
- 井上教育長 ありがとうございます。  
ほかにございますでしょうか。  
よろしいですか。

[「なし」と言う者あり]

---

○教育長報告

- 井上教育長 それでは、5、教育長報告。  
私からの教育長報告ですけれども、今回はございません。  
それでは、先ほどの委員報告等につきまして、御質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

○非公開案件について

○井上教育長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第2号 「要保護及び準要保護児童生徒の認定に係る報告について」、これは、白井市情報公開条例第9条第1項第1号の個人に関する案件であるため、非公開がよろしいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第2号につきましては非公開といたします。

これから議事に入ります。

公開案件から先に行います。

本日の議事の進行につきましては、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、小林委員を指名したいと思います。

小林委員には、6の議決事項、7、協議事項、8、報告事項に係る議事の進行につきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、本日、9の委員質疑については、議案がございませんので、よろしくお願ひいたします。

それでは、お願ひします。

○小林委員 それでは、ただいま教育長に指名されました小林でございます。

これより、6の議決事項、7の協議事項、8の報告事項に関わる議事の進行を行いますので、御協力をお願いいたします。

---

議案第1号 「白井市教育委員会教育用バス運用規程の一部を改正する規程の制定について」

○小林委員 それでは最初に、6の議決事項についてお願ひします。

議案第1号 「白井市教育委員会教育用バス運用規程の一部を改正する規程の制定について」説明をお願ひします。

○板橋教育総務課長 議案第1号 「白井市教育委員会教育用バス運用規程の一部を改正する規程の制定について」。

提案理由ですけれども、本案は、教育用バス使用申請に際して、効率的で正確な事務執行を図るため、規程の一部を改正するものです。

1ページを御覧ください。

右が改正文でございます。左が改正後の使用許可書でございます。

次のページが、4ページが新旧対照表になっています。

5ページ、6ページに沿って説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

今回、教育用バス使用申請書兼使用許可・不許可通知書というのを作りたいと思っております。これまで、教育用バス使用申請書というのと、7ページで教育用バス使用許可・不許可通知書というのがございます。教育委員会では学校等からの申請をもらいますと、これを別の様式に転記して事業者さ

んに送って、事業者さんがバスを配車できますよという結果が来ると、最後の7ページのところに、教育用バス使用許可・不許可通知書を発行しています。

つまり、ここにはないものを含め、3枚ペーパーがあって、2回転記を繰り返すという状況です。これまで転記ミスによって、バスの誤車というのはないのですけれども、私もチェックしているので、転記ミスが非常に怖いなというところで、規則で定めているバス使用申請書と、使用許可・不許可通知書というのを一つにさせていただいて、転記せずにこれ一つでできるようにということで、事務の効率化とか、ミスをなくす改正をしたいというところで、今回提案しているところです。

説明は以上です。

よろしく申し上げます。

○小林委員 ありがとうございます。

議案第1号について、御質問等がありましたらお願いいたします。

○高倉委員 質問なのですが、まず、そもそもこのように効率的にというのは大変いいことだと思うので、ぜひ進めていただきたいと思っています。

質問は、これに限らずなのですが、こういった書式は、そもそも論なのですけれども、必ず規則の様式に載せないといけないのかというところで、と言いますのは、こういう改正を事務方で直していくのに、全部この様式を変えていくという大変な作業で、規則のレベルとかいろいろあると思うのですけれども、もし、あえて書式を入れなくていいものがあるのであれば、何々委員会が、もしくは、何々が、市が指定する書式とか、そういう形にすることは可能なのですか。全般の話です。

○板橋教育総務課長 教育委員会の今のところの規程では、書式が規定されていて、任意様式というのは、さすがに厳しいのかなと思います。

確かに教育委員会の規定した様式ということで、事務局が作ることもできなくはないのかなと思いますけれども、そうすると、経年で変わっていったり、その根拠みたいなものが、どこかで誰でも変えてしまう、変えてしまうのがいけないのかどうかも分かりませんが、ということがあるといけないので、一応安定的に様式を統一しておいたほうがいいのかというところは考えているところです。

以上です。

○小林委員 ほかにありますか。

[「なし」と言う者あり]

○小林委員 では、ほかに御意見等がないようですので、議案第1号についてお諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○小林委員 それでは、議案第1号は原案のとおり決定します。

---

議案第2号 「九箇年精勤賞表彰規程を廃止する規程の制定について」

○小林委員 続きまして、議案第2号 「九箇年精勤賞表彰規程を廃止する規程の制定について」説明をお願いします。

○鈴木教育部長 議案第2号 「九箇年精勤賞表彰規程を廃止する規程の制定について」。

提案理由ですが、本案は、九箇年精勤賞表彰の廃止に伴い、規程を廃止するために提案するもので

す。

裏面を御覧ください。

九箇年精勤賞表彰規程を廃止する規程。

九箇年精勤賞表彰規程は、廃止する。この規程は、令和4年4月1日から施行する。

九箇年精勤賞表彰規程は、右のページにあるとおりです。

表彰規程につきましては、第2条にあるとおり、小中学校九箇年無欠席であり、かつ、遅刻・早退日数が、合わせて10日未満であること。(2)として、遅刻・早退日数が、10日以上15日未満のものにあっては、中学校3か年においては、無遅刻・無早退であることというのが表彰の対象になっております。

これまで学校では、九箇年精勤賞の表彰の対象であるかを中学3年時に確認をして表彰してまいりましたが、昨年末から今年度にかけて、新型コロナウイルス感染症が拡大し、小中学校が臨時休校したこと、また、休校明けに段階的な分散登校、そして、学校を再開し、新しい生活様式に合わせた学校生活を進めてきたことなどにより、出席や欠席に関する見方、考え方が大きく変わってまいりました。

加えて、今後、休校の際に想定しているオンライン学習や、登校ができない児童、生徒に対応するリモートによる授業参加など、学校生活において参加の仕方がさまざま変わっていくと予想されます。

このように生活様式が変化する中で、精勤について、これまでと同様の価値を求められるかということについて考えてきました。

また、今回の規程の廃止に当たり、校長会との協議を行いました。校長会からは、以前から、精勤賞の表彰に関して廃止についての声もありましたが、今回は一つの機会と捉え、11月の校長会議にて事務局より提案をしました。校長会で話し合った結果、来年度までは継続してほしいとの要望がありました。

以上のことから、令和3年度末をもって、本規程を廃止することを提案するものです。

最後に、各学校への周知ですが、年度末の校長会にて各学校への周知を図ります。

次に、令和3年度4月に各家庭に廃止に関する文書を配布する予定でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○小林委員 ありがとうございます。

議案第2号について、御質問等がありましたらお願いします。

○井上教育長 私からの提出になっていて確認で申し訳ないのですが、今年度と来年度は行うということで、その次から廃止ということで、確認でよろしいでしょうか。

○鈴木教育部長 教育長のおっしゃるとおりです。

○小林委員 その他、御質問等ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小林委員 では、御意見等ないようですので、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、議案第2号は原案のとおり決定します。

議案第3号 「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価に関する報告書について」

○小林委員 続きまして、議案第3号 「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価に関する報告書について」説明をお願いします。

○板橋教育総務課長 議案第3号 「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価に関する報告書について」。

提案理由。本案は、平成31年度事業対象の点検及び評価について、別添報告書のとおりとするために提案するものです。

1 ページを御覧ください。

本年度の点検・評価につきましては、皆さんも御承知かと思えますけれども、令和2年9月18日金曜日に実施しております。その結果をまとめたものでございます。

1 ページめくってもらいますと、「はじめに」ということで、法律の趣旨等書いてあります。

2 ページ目が目次になっております。

次のページが、今度は1ページと書かれていますが、第1章が現在の教育大綱です。第2章が点検及び評価の方法が書かれております。

3 ページが、これは参考なのですが、白井市第5次総合計画前期実施計画の事業一覧を記載しております。先に、重点戦略事業が記載されております。

5 ページから9 ページまでは、分野別事業が羅列されております。

教育委員会所掌分につきましては、網掛け、主に6ページに書いてございます。

10 ページが、教育委員会の点検・評価対象事業となっております。

本年度の点検・評価をもって教育委員会で持っている重点戦略事業と分野別計画事業は一通り終わっております。

来年度、どれをまたかけるかと考えているのですが、重点戦略事業のほうで29年度に実施しているのが多くあること、また重点戦略事業ですので、来年度は重点戦略事業を中心に行いたいと考えているところでございます。

次のページからは、第3章です。11ページからは、点検・評価の結果となっております。

これにつきましては、一度皆さんに意見を頂いたものを事務局でまとめまして、御覧いただいているかと思いますので、再度確認いただければと思います。

これが、13、14、15、16と行きまして、24ページ、文化会館自主事業の運営まで点検・評価について記載しております。

25ページ以降は参考資料としまして、教育委員会の活動状況。

26ページが、教育委員会議における審議になっております。27ページもそうです。

28ページが、これも参考資料としまして、実際に行った事務事業評価シートが添付されております。

簡単で大変恐縮なのですが、説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○小林委員 ありがとうございます。

議案第3号について、御質問等がありましたらお願いします。

そしたら、私から確認ですけれども、点検・評価を一通り終わったということで、これは何年に分

けて点検・評価をしてきましたか。

○板橋教育総務課長 10ページを御覧いただくと分かると思うのですが、これに教育委員会の点検・評価の実施一覧が載っています。

29年、30年、31年、令和2年ということで、4年間に分けてやってきまして、もう1年分と言ったら変ですけども、前期計画が令和2年度までになっていますので、その分については、令和3年の夏ぐらいにやりたいなと考えているところです。

以上です。

○小林委員 分かりました。

その他、質問ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小林委員 では、御意見等ないようですので、議案第3号についてお諮りします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、議案第3号は原案のとおり決定します。

以上で議決事項を終わります。

---

#### 協議第1号 「白井市教育振興基本計画（素案）について」

○小林委員 次に、7の協議事項に移ります。

協議第1号 「白井市教育振興基本計画（素案）について」説明をお願いします。

○板橋教育総務課長 協議第1号 「白井市教育振興基本計画（素案）について」御説明いたします。

本計画の協議につきましては、昨年12月11日の教育委員会議からの継続となります。12月11日には、これまでの設定の経緯と、その時点の素案を配布させていただきました。

また、その際に、教育委員の皆様には、来月、今回になりますけれども、あらためて協議いたしますので、事前に質疑事項等を頂きたい旨、お願いいたしました。教育委員の皆さんから事前に頂きました指摘事項と委員会の対応につきましては、本日お手元に配らせていただいております。

また、事務局においても、再度、昨年12月11日以降、趣旨を変えない範囲で、担当課等において誤字・脱字や表の見せ方なども変更しておりますが、大きな変更ではありませんので、これについては説明を省略させていただきたいと思っております。

なお、協議事項を絞って御意見を頂きたいので、教育振興基本計画の指摘事項及び対応、振興計画の中では第2章と第3章の部分がほとんどなのですが、これと、計画に込められた思い、第4章及び今後のスケジュール部分について、分けて説明させていただきたいなと思っております。

それではまず、教育振興基本計画の指摘事項及び対応について御説明させていただきます。

このたび配布しました教育振興基本計画の指摘事項及び対応と、振興計画を御覧いただきたいと思っております。

このたび配布した計画は、委員さんからの御指摘を受けて既に修正等をしておりますので、12月に配布した計画と一部異なっているところがあります。

委員指摘事項は、追加分を含めて全部で39項目ございました。たくさんの御指摘、御意見ありがとうございました。私たちが気づかないところとか、事務局ですから当たり前になっているところも

御指摘いただきまして、本当に助かりました。39項目全てを説明することはできませんので、主な修正例などを交えて説明したいと思います。

まずは、1番の指摘事項と対応の今日配っている別紙の1番の計画の3ページの6の計画の構成の施策、方針の数が合っていないことや、2番で指摘された8ページの「教育委員会議」は「教育委員会」の誤りではないかなど、単なる誤字・脱字などの指摘もありますので、それについては内容を確認し、全て修正しております。

また、文章の加筆等の提案もありました。例えば指摘対応の7番では、計画の17ページのトピックスにY-Pアセスメントの説明を加えてはどうか、説明がないと分からないという提案というか、御指摘がありました。

確かに16ページには、現状の一番下のほうなのですけれども、これまでを踏まえ、今後は「Q-U検査」に代わり、「学校生活についてのアンケート：Y-Pアセスメント」（子どもの社会的スキル横浜プログラム）を実施しますと記載してはいますが、これだとY-Pとは何ですかという疑問が出てくるのではとの御指摘だと思います。そこで、事務局としましても、それはそうだろうなということで、トピックスのほうで、その後段にY-Pアセスメントの説明を加えさせていただいております。

他にも、例えば指摘事項の11番ですと、22ページになります。

以前の計画ですと、睡眠時間の調査結果の表というのが入っていたのですけれども、施策との関連が分からないという指摘がありました。私たちも内容を当然確認しまして、御指摘のとおり、唐突に入っている感が確かにあると思われましたので、その表を削除しまして、施策に基づいて行っている交通安全教室や学校保健推進活動が分かる紹介写真を掲載するようにしました。

また、飛んでしまって申し訳ないのですけれども、指摘事項の38番では、計画の85ページの「学校生活満足度アンケート」とはQ-Uのことか、また、質問項目を教えてほしいとの御指摘がありました。「学校生活満足度アンケート」はQ-Uとは別物でございます。

また、確かに質問項目が分からないと、指標の意味も捉えにくいのかなと思いますので、今回、資料編の94ページ、95ページに「白井市学校生活満足度アンケート」を加えさせていただきたいと考えております。

このように委員さんの御提案や御指摘を受けて、事務局でも再度精査し、追加・修正を行いました。本当にいろいろ頂きまして、すごく助かったというか、勉強になりましたし、より良いものが出てきたのかなと自負しております。

最後に確認がありまして、少し戻っていただきまして、質問項目の21番なのですけれども、ここに、計画の46ページ、教職員の職場環境の整備・充実についてです。これは、たしか高倉委員さんからの御指摘かと思うのですけれども、課題の二つ目というところに、ガイドラインの周知や実践について、加えてはどうかということがありましたので、加えていますし、特に三つ目の学校の業務分担では、校務軽減の取り組みというものを記載したらどうかという提案がありました。

そのように事務局では直したつもりなのですけれども、また、質問項目22番、47ページなのですけれども、45時間超の残業時間の職員の割合を掲載したらどうかという御意見もありました。これらにつきましては、事務局においても、御指摘のとおり、もう少し説明を加えたほうが良いなということで考えまして修正しておりますが、ここは事務局で作った部分がありますので、委員の御指摘



と齟齬がないかなどをこの場で御意見を頂ければと思います。

先に説明しましたけれども、一旦ここで説明を終わりにさせていただきまして、今言った確認事項を含めて、教育振興基本計画の指摘事項とか対応について、質疑などがありましたらお願いいたします。

○小林委員 ありがとうございます。

では、協議第1号について、御質問等がありましたらお願いします。

○高倉委員 先ほど御説明ありがとうございました。

46ページの件で確認ということでしたので、改めて意見を申し上げます。そもそも、その三つ目を入れていただきたいと思ったのが、先日の総合教育会議で働き方改革について、市長を交えた話のときに、もちろん教育現場だけではないのですが、職員に対するそういった対応が非常に業務で厳しいものになっているという認識を市長がおっしゃって、本当に現場をよく分かっていらっしゃるということで、大変感銘を受けました。

特に学校現場において、とあるシンポジウムで現役の教員の方々が話しているところを聞いたのですけれども、そもそも教員は、クレーム対応は習っていないといいますか、教員免許にはもちろんですけれども、子供たちをどう導くかというか、教えていくかというのがあるのだけれども、大人の対応についてはやっていないと。それは当然だと思うのです。非常に、特に新人であればあるほど、大体保護者は年上ですし、なかなか厳しいものがあるということをおっしゃっていました。本当にそうだと思います。

ただ、そうはいつても、学校現場におけるいろいろな御要望というのにも確かにあって、個別対応も必要な場面が多くなっていると思いますので、まずは組織的に、担任なり、1人の担当を抱え込まないで組織的に対応できるというのは、とても重要だと思っています。

かつ、先ほどの教育のプロではあっても大人の対応のプロではないという教員の皆さんの苦勞を思うと、マニュアルではないのですが、そういった参考例の集積というのは、非常に有益だと思っています。

もちろん学校現場にそういうものがあるのも聞いていますし、他県の取り組みですとか文科省も出しているの、それを大いに参考にさせていただきたいと思っていますが、身近なところで身近な解決策がこうだよというところが、現場にはとても安心だと思いますので。表現については本当に十分だと思っていますが、趣旨としては、ぜひそれを実効的に進めていただきたいと思います。

あと、もう一つ、それによってプラスなのは、先生方に余裕ができれば、子供たちにもプラスなのですけれども、そういうふうには白井はきちんとバックアップしてくれるということが知られば、教員の確保に間違いなくつながる、新しい方々が来てくださるというのも非常に大事なことだと思いますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

以上、意見として。

○鈴木教育部長 貴重な御意見、本当にありがとうございました。働き方改革につきましては、今委員さんからお話しいただいた件、こちらに書いてある内容を踏まえて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員 ほかに御質問、意見等ありますか。

○板橋教育総務課長 ありがとうございます。続きまして第4章を御覧いただきたいと思います。87ページになります。

ここには、計画に込められた思いということで、88ページになります。「白井の教育」に対する思い、考え、要望などをいろいろな立場の方や市民を代表する皆様の声を掲載する予定です。

実際に依頼する方は、記載の方々を考えておりますが、他にも団体等もありますので、これについては事務局のほうで精査していきたいと思います。もちろん、後ほどでも結構ですので、委員さんからも、ぜひこの団体とか、こういう人がいるよみたいなことがあれば、御紹介いただければと思います。

最後に、今後の予定でございます。戻って恐縮なのですが、6ページを御覧ください。

あしたからパブリックコメントを実施する予定で今準備をしております。その後、パブリックコメントの結果によっては、再度、必要があれば、2月に再度協議する時間を設けております。

3月の教育委員会では、議案として今度は提案をさせていただいて、教育委員会事務局としては、議決いただけるよう進めたいと考えております。

なお、皆さん御承知のとおり、現在、緊急事態宣言が発令されるとの報道がございます。その内容とか、市の対応によっては、市民参加の機会確保のため、パブリックコメントの延長も考えております。これはどうなるか分からないのですが、この期に及んで大変恐縮なのですが、その場合には、後のスケジュールに変更が生じるかもしれません。幸い3月は、臨時を含めまして2回、教育委員会会議を予定しておりますので、もし延長したとしても、年度内の提案は可能と考えております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○小林委員 質問、御意見等ございますか。

○高倉委員 質問なのですが、94ページの満足度アンケートの件で、本当にこれを入れていただいて、私も認識が甘かったので、いろいろなアンケートが別であることが分かりまして、ありがとうございました。

確認なのですが、まず、パーセントとどこかに入れたほうが良いと思うのですが、とても満足している、満足している、両方の合計のパーセンテージということでよろしいのでしょうか。

○和地教育部参事 その合計でございます。

○高倉委員 であれば、これはまだ素案だと思いますので、全部を載せるわけでもなく、修正されると思うので、そのときに、見たときに回答項目があるので、説明はお任せするのですが、このうちの、とても満足している、満足しているの合計のパーセンテージというところを入れていただくのと、そうだろうとは思いますが、今数字だけしか出ていないので、そこを入れていただけたらと思います。

以上です。

○板橋教育総務課長 御指摘のとおりだと思いますので、この見せ方につきましては、御意見を踏まえて再度、正式に出すときまでに調整したいと思います。よろしく申し上げます。

○小林委員 その他、御意見等ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、御意見等ないようですので、協議第1号については、本日の意見を踏まえて計画を進めていただきたいと思います。

---

報告第1号 「白井市教育支援委員会委員の任命について」

○小林委員 次に、8の報告事項に入ります。

報告第1号 「白井市教育支援委員会委員の任命について」説明をお願いします。

○和地教育部参事 報告第1号 「白井市教育支援委員会委員の任命について」御説明します。

本案は、白井市附属機関条例第4条の規定により白井市教育支援委員会委員を別紙のとおり任命したので報告するものです。

裏面を御覧ください。

表の2番、欠員であった心理士について、心理士資格を持ち、幼児教育に精通している市のこども発達センターの職員である下堂蘭由恵氏を新たに委員として任命するものです。

委員の任期につきましては、令和2年11月1日から令和3年3月31日までの期間となります。

以上です。

○小林委員 ありがとうございます。

御質問等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○小林委員 では、御意見等ないようですので、報告第1号について終わります。

非公開案件に移ります。

---

非公開案件 報告第2号 「要保護及び準要保護児童生徒の認定に係る報告について」

---

○小林委員 以上で、本日の議決報告、協議事項及び報告事項に関わる議事については終了しましたので、これ以降の進行については、井上教育長にお願いします。よろしくをお願いします。

○井上教育長 小林委員には、議事の進行を行っていただきまして、ありがとうございます。

この後につきましては、私のほうで行いたいと思います。

---

○その他

○井上教育長 それでは、9、その他になります。

その他で、ありましたらお願いします。

まず、私のほうからなのですが、今日の会議の前に話題になったことで、生涯学習関係なのですが、成人式のことと緊急事態宣言が発出された後の社会教育施設とか、体育館開放であるとか、この辺を分かる範囲で、まだ発出されていないので、県とか国からどういう説明が来るか分からないのですが、一応分かる範囲で、あったら教えてください。

○石戸生涯学習課長 成人式について、今年の12月28日までの時点では、成人式を白井市は行おうとしていました。それは、成人式の準備のほうで、最小限の対象者、最小限の時間帯で行うという準備をしていましたので、できると踏んでいたのですが、年末年始に非常に市内でも感染者が増え、ことしに入って千葉県が、東京、神奈川、埼玉と一緒に緊急事態宣言の発出要請をしたということと、それから、この印旛地域が医療体制をフェーズ4に引き上げられ、それまでの前提が全く変わってしまったということもありましたので、成人者の安心・安全を守る、家族も含めてなのですけ

れども、安全を確保することと、医療体制の逼迫に対する、その負担を減らすという意味で、1月4日の朝に市で協議しまして、中止を決定しました。

これにつきましては、成人の皆様は、ホームページ、SNS、それから、実際に4日中に通知を送って周知を図っております。これについては、様々な電話とかメールとかで意見が来ております。

それから、緊急事態宣言が発せられた場合の市の交流施設、社会教育施設等の対応につきましては、今のところ、国、県が、どの程度の対象で、どの程度の内容を要請してくるのかというのが分からないので、今は、はっきり言って何とも言えないところなのですけれども、ただ、1都3県の考え方では、8日以降は、8時以降の不要不急の外出を中止してくださいということなので、多分時間的には、8時以降については人が集まらないようにする形で、施設の時間短縮を図らなければいけないのかなとは思っています。

今日、この後、コロナウイルスの対策本部会議がありまして、その中でもきっと話題になると思いますので、その時点でまた話がいろいろ出てくるのかなと思いますので、それに合わせて対応しているところ、はっきり言って、決まっているところは今のところはない状況です。

以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

文化センターはいかがですか。

○石田文化センター長 文化センターにつきましては、今日の会議に向けて、内部の図書館、郷土資料館、プラネタリウム、文化会館、それぞれの担当者と話をしました。

ただ、まだどういう内容が発せられるかという部分がありますので、近隣の状況なども調査しつつ会議の結果に従うという形で検討しています。

図書館については、市川市が図書館、図書室をクローズしています。多くの方がコロナの対応をされているようですが、完全に止めているところと、そうでないところというのが分かれています。白井としては、今日も大分、人数によって問い合わせが多いと聞いております。最低でも予約本の貸し出しだけは行うとか、また、滞在時間を短くするなどの、椅子を排除して、できるだけいないようにさせるということも、今、事務局で考えていまして、その辺、詰めていきたいなと思っております。

会館につきましては、予約者に対して、完全にクローズというのであれば、キャンセル要求ということで、前回お断りして返金したということがありますので、そういう対応になるかと思いますが、今現在、まだキャンセルしたいというところは全部来ていませんので、今後の対応になるかなと思います。

プラネタリウム、郷土資料館につきましては、職員のほうである程度制御できますので、そういう対応をしていきたいと思っています。

以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

この件に関して。小林委員。

○小林委員 成人式が延期ではなくて中止になったということで、いろいろな電話があったということですが、主にどんな意見だったか教えてください。

○石戸生涯学習課長 意見については二つありまして、基本的には、判断が非常に遅いのではないかと、晴れ着等のキャンセル料を市でどうしてくれるのだという、そういうものとか、緊急

事態宣言が出て態度を変えたので、それでおじけづいたのではないかみたいな、それは多分、親御さんたちの意見だと思います。

そういう形の意見がありますし、新成人者からは、実は、今回の判断については正しい判断だと思いますということなのですが、その方は、新成人の情報を教えてくれて、市が成人式を中止しても、成人者の仲間内で総合公園を使って、そこで写真を撮ったり、集まる企画をしていると。それを自分たちの学校だけじゃなくて、市内全体の学校に呼びかけている、そういう人たちもいるということで、できればそういう人たちに、密になって集まるのはよくないので、集まらないように市のほうから何とか言ってもらえないかみたいな相談等がメールで届いております。

そのほかは、話を聞いて、やっぱり中止ですねという形で、それは仕方ないと思いますという形で皆さん納得いただいています。

全体で、今のところ、まだ、10件程度ですけれども、今後はもっと増えてくると思います。

以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

○川嶋委員 中止ということで、何もないという、今そういう段階なのでしょうけれども、オンライン開催とか、そういうことの検討はなかったですか。

○石戸生涯学習課長 もともと白井の成人式の予定が、かなりコロナの状況がひどくなった状態でもできるようにということで、式典の形については、以前にアンケートを取っておりまして、そのときの新成人の意見としては、式典の内容については、それほど期待というか、内容がなくても、要するに集まる機会として成人式を開いてほしいということだったので、式典を15分以内、濃厚接触が発生しないソーシャルディスタンスをとって、15分以内に収めることで、濃厚接触にならない状態にするという形で、市長の祝辞しかないようなそういう式典としていました。

ですから、それをオンラインでやっても、よその場合は実行委員会形式でやっておりますので、新成人の代表の言葉とか新成人の誓いとか、いろいろなものがありますので、オンラインでも式典らしくなるのですけれども、市では市長のメッセージ発信だけで15分程度で終わるので、オンラインでやるというのもどうなのかと。

ただ、確かに今回中止にしましたけれども、中止というだけではなくて、記念品を郵送することで、人を集めないためにします。その際に、事前に中学校時代の恩師の各学校の先生のメッセージ等をYouTubeで配信できるように、撮影というか、動画を作成しております。

それに併せて、市長のメッセージも作成して、それを記念品発送の際に、YouTubeが見られるQRコード、そういう情報を一緒に発送しまして見てもらうということで、今動いております。

以上です。

○井上教育長 よろしいですか。

リアルタイムではないけれども、オンラインといえばオンラインというやり方を取るということですね。

ほかにございますか。

よろしいですか。

[「なし」と言う者あり]

○井上教育長 では、事務局からありますでしょうか。

○板橋教育総務課長 それでは、私のほうから2点ほど。まずは、議会報告をさせていただきたいと思います。

資料、こちらを御覧ください。令和2年第4回白井市議会定例会の報告でございます。

会期は、令和2年11月25日から12月18日木曜日、24日間ございました。

教育部の議案としましては、補正予算第11号、第12号です。議案の内容は、令和2年11月5日及び同年12月11日の教育委員会議定例会において説明したとおりでございます。

議案審議結果は、①につきましては、12月8日に開催された「教育福祉常任委員会」で審議後、12月18日に開催された「本会議」において採決が行われ、提案内容について可決されました。

また、②につきましては、12月18日金曜日に開催された本会議において追加上程し、同日可決されました。

一般質問につきましては、教育部関係で5人の議員さんから出ております。ここに概要だけ記載しております。内容につきましては、後ほど作成されます議事録のほうで確認していただきたいと思っております。

続きまして、各課連絡のほう、行事予定のほうを紹介させていただきます。

大分寂しい状況になっておりますけれども、教育総務課としましては、今日が5日の教育委員会議でございます。9日のたこあげ大会も中止が来ておりますので、中止となりました。21日が、第2回教育長・教育委員会で、市原市の市民会館です。これについては、中止とかという連絡はまだ来ておりません。どうなるか分かりません。

2月です。15日から議会が開催されて、18、19、24、25と一般質問がありまして、26日が委員会付託となります。

政策課と支援課は何もなくて、生涯学習課は成人式があったのですけれども、これは先ほどの説明のとおり中止となっております。

文化センターです。2月21日、文化会館主催事業講談「神田香織一門会」が文化センターのほうで予定されております。

議会報告と各課の行事予定については以上です。よろしく申し上げます。

○井上教育長 今、二つの話題がありましたけれども、何か御質問等ありますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 なければ、以上をもちまして本日の会議は終了します。

次回は、2月の2日火曜日、2時から。

次回の議会の進行については、小林委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

本日はお疲れさまでした。

午後2時56分 閉 会